

フランス法とセクト問題

大石 眞
(京都大学法学部)

はしがき——「セクト現象」の登場

第一章 「セクト問題」の意味

第二章 フランスの宗教法制

第三章 セクトと宗教活動の自由——行政裁判所の判決を中心に

第四章 セクトと宗教団体法——信徒会の要件・受贈能力の問題

はしがき——「セクト現象」の登場

フランス法とセクト問題(大石)

一 この数年、フランス憲法学における人権概論では、宗教的自由に関して、従来なかった記述が目立っている。⁽¹⁾それは「セクト現象」(phenomene sectaire)といわれるものに関する部分であって、いま試みに、わが国でもよく知られている代表的な人権概説書を繙いてみると、そのことは一目瞭然である。

たとえば、ジャンクロード・コリアール教授は、その現象の出現に着目しつつ、そのある種の危険性に言及しているが、ジャック・ロベール教授は、もっとはっきりと「新宗教」(les nouvelles religions)と呼ばれるよう

になったものの出現と、拡大しつつあるその勢いは、疑いもなく、良心の自由について最も現代的でかつ最も厄介な一側面を形づくっている」ことを指摘する。そして、ジャン・リヴェロ教授も、また、フランスの伝統的な宗教法制が、カトリック教会・プロテスタントイスマ・ユダヤ教と国家との関係を基礎にしていたことを述べつつ、最近の宗教現象の展開は「これまで法が捉えたことになかった新しい諸問題」を提起している、という。

もちろん、その意味では、マグレブ・中東地域からの移民の流入にともなうイスラム教徒の増大も、いわゆるチャドル着用事件を始めとして、いろいろな問題を引き起こしている。が、イスラム教が伝統的な既成宗教であることは、疑う余地はない。したがって、このイスラム教の問題と、ここで論じようとする「セクト現象」のもたらす問題とは、ひとまず區別して考える必要がある。

二 さて、その「新しい諸問題」が具体的にどういうことを意味するのかは、のちに次第に明らかになるであろうが、実際、最近出された幾つかの人権概説書は、必ずといってよいほど、宗教的自由に関連して「セクト現象」に説き及ぶ。そのことは、それがカトリック・プロテスタントというキリスト教二派およびユダヤ教を背景とした伝統的な教会・国家関係に投げ掛ける問題の大きさと、これに対する関心の高さを示すものといえよう。

たとえば、ジル・ルブルトン教授は、右の諸学者よりはるかに若い世代に属するが、その人権概論における「宗教的自由」の章には、とくに「セクト問題」(Le problème des sectes)と題する、概説書としては異例の詳細な記述が見られる。ここで同教授は、第二次世界大戦後フランスに登場した各種の「セクト」が、これまで特別の法的規制の対象とされず、したがって、原則として既成の大宗教と同じ資格で宗教的自由を享受していることを述べるが、同時に、それがしばしば「公共の秩序と人間の尊厳」を危険にさらした事実があることを認め、そのために、判例が「セクト」をかなり厳しく取り扱っていることを指摘するのである。⁽²⁾

(1) ここで述べる問題については、基本的に、先に発表した次の私の論考を参照されたい。すでにそこで引かれた文献に関しては、ここでは引用を省略することとし、以下の註は、原則として、それ以外の文献等のみに限っている。大石「いわゆるセクトをめぐる法律問題」(一三三・完)——教会・国家関係の新局面」法政研究五八巻一号、五九巻一一二号(九州大学、一九九二—一九九三年)。

(2) Gilles Lebrton, *Libertés publiques et droits de l'homme*, 1995, p.347.

第一章 「セクト問題」の意味

一 「セクト」とは何か

一 それでは、フランスでこのように問題視される「セクト」とは、いったい何か。これにはば対応する語としては、アメリカにカルト(cult)、ドイツにはセクテ(Sekte)といったことばがあり、その中のある種の運動・団体は、とくに「破壊的カルト」(destructive cult)とか「若者宗教」(Jugendreligion)とか呼ばれており、その活動はやはり「セクト」と同じように種々の問題を引き起こしている。しかしながら、いずれも明確な定義が与えられているわけではない。

そもそも「セクト」なる語は、宗教学・宗教社会学では比較的早くから用いられ、その語源を尋ねると、ある人物や教義に「したがう」という意味のラテン語(sequi)に由来するらしい。そこから、ある既成の教団組織から分かれた別一派(分派)といったニュアンスが生まれ、必然的に少数派の宗教運動を表わすことにもなる。こういう意味からすれば、西欧宗教学史、ことに宗教改革以後のキリスト教史、なかでもプロテスタントの歩みは、正しく「セクト」の歴史であるといつてよい。このことは、ジャン・セギイのような代表的な宗教社会学者が、「メン

ジスト」「クエーカー」「バプテスト」「救世軍」や、いわゆる千年王国論に属する「セブンスデー・アドベンチスト」「エホバの証人」などを「プロテスタント系セクト」としてリストアップする点にも、よく示されている。

二 ところが、今日とくに「セクト現象」として取り上げられるのは、このようないわば古典的なセクト群の活動ではなく、非キリスト教的な又は非千年王国論的なセクトの運動である。もちろん、後で触れるように、フランスで問題とされるものの中には、アメリカではすでにある程度認知された「エホバの証人」のような、キリスト教・プロテスタントの一派もないわけではない。⁽¹⁾ だが、そのほとんどは、たとえば「超越瞑想運動」「ハレ・クリシュナ」「ラジニージ」「統一教会」といった東洋系の宗教的集団や、アメリカ生まれの「サイレントロジ」などであつて、そのため、現代のセクトは、右に述べたような西欧世界における伝統的な観念、つまり、既成の大教会に反抗し、そこから離脱した分派、といった意味合いをとくに帯びているわけではないのである。

そうすると、「セクト」の観念も希薄化せざるをえないが、他方、それをたんに「あらゆる少数派宗教運動」(movements religieux minoritaires)とみなしてしまうことも、問題の解決にならない。というのは、宗教的自由は、今日、多くの国で憲法上特別の保護を受けるとともに、宗教団体・宗教法人についても、その「宗教」的性格のゆえに、⁽²⁾ 税制上何らかの優遇措置が講じられたり、私法上特別の地位・能力をみとめられたりしているからである。

したがって、現代のセクトの諸活動が憲法の保障する宗教活動にあたるか、又は、セクトに数えられる団体がそうした法制度の恩恵を受けうるかといった問題は、それがしばしば従来の社会秩序を脅かすような活動形態をとつたり、入信者の家族との間に種々のトラブルを起こしたりしているだけに、実に深刻な法的問題となるのである。

二 「セクト問題」とは何か

一 いわゆるセクトについて、保護されるべき宗教活動とその保護を認められるべきでない活動とを、どのように識別するか。これが「セクト問題」の核心と考えられるが、時に、この問題は、セクトの要素をどこに見いだすか、すなわち宗教とセクトとはどう違うか、という問題として取り扱われる傾向がある。

その好例を提供するのが、有名な「エホバの証人」にかかわる離婚請求事件に対する裁判所の判断である(一九六七年六月一〇日、ニーム控訴院判決)。これは、未成年の子を二人もつ夫婦の間で生じた事案で、妻が「エホバの証人」の入信した結果、正常な家庭生活を保つことができなくなつたとする夫(カトリック)の離婚請求を認めたる事案であり、その判断の中で、裁判所は、妻の「宗教上の逸脱」(déviation religieuse)が夫の被つた苦痛の原因であると認定していた。

ここには、国民の大部分がカトリックで占められるというフランスの宗教事情がよく出てるように思われるが、果たして、この判決は、民法学の大家ジャン・カルポニエ教授による手厳しい論評にさらされることになつた。すなわち、カルポニエ教授によれば、裁判所は「セクトは宗教と異なる、それは同じ法制度を享有することはできない」といった「セクトの法理論」に立脚するものようである。

だが、同教授はいう。まず、一般にセクトと称されるものの三つの要素、つまり、①信奉者の数が少ない、②新奇である、③信条・行動が風変わりである、といったことはいずれも十分な根拠がなく、むしろ「信条と礼拝により人々を神(dieux)に結び付ける」という実質において、セクトと宗教との間に基本的な違いはない。そして、同教授が強く批判するのは、裁判所が妻の行動を「宗教上の逸脱」と述べた点であり、ここには、妻の入信した「エホバの証人」は本来の宗教ではなく、これと同等の考慮を払う必要がないかのような判断をしたことである。

というのも、政教分離法以後のフランスの法制では、「諸宗教の間に、その教義又は会則の重要性・古さ・内容による区別を設けていない」と考えられるからである。

二 このカルボニエ教授の論評は、きわめて説得力に富み、現代の「セクト問題」を考える際の議論の出発点ともされている。しかし、このように、セクトも「信条と礼拝により人々を神に結び付ける」ものである以上、宗教そのものであり、両者の間に区別はないとする論法は、やはり、ヨーロッパの伝統的な宗教理解にたつものである。それは、ここで問題となった「エホバの証人」の場合にはよく当てはまるものの、現代のいわゆるセクト現象の主流を占めている東洋系のセクトや「サイエントロジー」などについては、必ずしも適切でないように感じられる。

この点を思うとき、いま問題とすべきは、先に述べたように、宗教とセクトとはどう違うか、セクトは「邪教」かどうかといったことではない。問題の核心は、むしろ、セクトと称される団体や運動の具体的な活動について、宗教活動として保護すべきものとその枠を越えるものとして保護を認めるべきでない活動とをどのようにして識別するか、ということになるだろう。この観点は、それ自体としては、たんに現代の「セクト現象」の問題のみに限られることなく、すでにある程度認知された既成の教団についても、同様に通用するものである。

したがって、この観点からすれば、また、たとえ既成の教会の活動であっても、その具体的な内容によっては、宗教活動として保護すべきものに当たらず、その限りで、先に述べた法の定める各種の措置や能力を否認される、ということもありうる。その意味で、「セクト問題」の考察は、実は、かなり広いパースペクティブをもつわけであるが、ここでは、とくに社会秩序との間でトラブルが絶えない現代の「セクト現象」のみを検討することにした。

(一) アメリカでは、「エホバの証人」のほか、「タリスマン・サイエンス」「モルモン教」などを、とくに「Established Cults」に類別す

等)とがある。たとえば「J.Gordon Melton, Encyclopedic Handbook of Cults in America revised edition, 1992, p.27.

(2) 参照、佐藤幸治＝木下敏編「現代国家と宗教団体」(岩波書店、一九九二年)。これによって、アメリカ・フランス・ドイツ・日本等における宗教団体制の概要を展覧することができる。

第二章 フランスの宗教法制

一 宗教法制の基礎——二つの憲法原理

一 さて、この「セクト現象」が投げ掛けている問題の意味を考えるには、その前提として、ユダヤ・キリスト教的な伝統を背景としたフランスのこれまでの宗教団体制のあり方を確認しておく必要がある⁽¹⁾。

まず、現行のフランス憲法は、第四共和制憲法と同様に、「不可分にして非宗教的な (laïque)、民主的で社会的な共和国」であることを宣言すると同時に、「あらゆる信条 (croyances) を尊重する」こと、そして宗教による差別を認めないことを定めている(二条)。(a)「ライシテ」(laïcité)と呼ばれる国家の非宗教性の原則と、(b)宗教的自由 (liberté religieuse) の保障とを、いわばフランス現行法の二大原理として採用することを表明したものであるが、憲法自らは、それぞれの規範や権利の内容について具体的に定めるところはない。したがってそれらは、一七八九年の人権宣言以来のフランス憲法史に照らし、そこに根ざした内実をもつものとして、解釈されることになる。

このうち、(b)の宗教的自由の保障内容については、ここでとくに説明をする必要はあるまいが、念のため言えば、①個人の宗教活動の自由、②宗教団体を結成する自由を含むことは当然として、それはさらに、③結成された宗教

団体それ自体の組織・運営の自由まで保障するものと解されている。一方、(a)の「ライシテの原則」についても、憲法は、何がその具体的な内容をなすかを示していないが、これについては、一九〇五年に制定されたいわゆる政教分離法が現行法として通用している。したがって、同法の諸規定及びこれをめぐる判例とが、「ライシテの原則」の理解にとって決定的な意味をもつことになる。⁽²⁾

二 この政教分離法、すなわち正式な名称によれば「諸教会と国家との分離に関する法律」(Loi concernant la séparation des Eglises et de l'Etat)は、約二世紀余りにわたったカトリックを中心とする公認宗教体制(コングレダ体制と呼ばれる)に終止符を打つたものとして有名である。この時以来フランスは、アメリカ合衆国と同じく、政教分離の原則を採用する国として知られることになるが、憲法上はたんに国教樹立の禁止をうたうにすぎず、それ以上の具体的な内容を司法裁判所の判断に委ねているアメリカの場合と異なつて、フランスの政教分離法は次のような総則規定をもち、「ライシテの原則」の内容をかなり具体化している(二条一項本文)。

国は、いかなる宗教に対しても、公認をし、俸給を支払い、補助金を交付しない。

……すべて礼拝に関する経費は、国、県及び市町村の予算から削除する。

ここには、宗教に対する公認の禁止・公金支出の禁止という、いわゆる政教分離の原則を形づくる規範が模範的な定式で表現されている。ただ、その場合、政教分離法は、同時に、国は良心の自由(liberté de conscience)、つまり宗教的自由を保障しているので(一条前段)、これと政教分離原則との調整をはかる必要があるということも、見落としてはなるまい。政教分離法が、いわゆる施設付司祭の制度(aumonerie)をみとめるとともに、各種学校・病院・刑務所などの公的施設における個人の自由な礼拝を保障するための経費については、公金支出の禁止という原則にかかわらず、国・県等の予算に計上しうることとしたのは(二条一項但書)、そのためである。

三 ももちろん、宗教というものが純粹な個人の「良心の自由」の問題にとどまるならともかく、社会に働きかけ、社会生活に一定の影響を及ぼすという性質をもつ以上、政教分離制度の下でも、国家が宗教というものに無関心であるというわけにはいかない。その意味から、政教分離法は、宗教活動に対していろいろな形の警察的規制を設けている。

たとえば、集団行進・街頭活動などには所定の届出手続が要求され(二七条)、説教又は文書等の中で公然と他人の名譽を毀損した司祭や、合法的な公權力の行使に対する反抗を直接に教唆する説教をした司祭は処罰され(三〇条・三五条)、礼拝用施設における政治的集会も禁止されている(二六条)。そして、すぐ後で述べるように、同法は、主として「信徒会」という宗教団体を結成し、これを法人化することを大きな眼目としているが、同法所定の要件・手続に違反した場合には、その宗教団体を結成した代表者は、当然のことながら、処罰の対象とされる(二三条)。こうした刑事罰のほか、政教分離法は、既存の他の法令と相俟ってさまざまな民事上の規制を敷いているが、次に、その具体的な内容を見ることにしよう。

二 宗教団体制の概要

一 いわゆる政教分離の制度の下では、宗教活動や礼拝は、本来個人や私的な団体のみが行なうべき私事とみなされる。ここでは、したがって、宗教や祭祀を国の関与すべき公事とし、公的性格を与えられた宗教団体(教会)に対する政府の財政的支援やコントロールをみとめる公認宗教体制と異なつて、どういう宗教団体であっても、すべて一般の私法上の団体と同じ取り扱いを受けるといふ原理から出発し、その法律上の地位・能力も、営利を目的としない他の社団法人(非営利法人)に準ずるものとされる。

右の政教分離法は、この点について、結社の自由を認めた非営利団体制の一般法である結社法（一九〇一年七月の「非営利社団契約に関する法律」のこと）の定める枠組みを前提として、以下のように制度化している。すなわち、政教分離法はまず、宗教団体というものを、(a) 一般的な組織である信徒会（association cultuelle）と、(b) 主として聖職者を構成員とし、共同生活を送る修道会（congregation religieuse）とに大別しているが、ただ、この(b)については、ただ一カ条、修道会を従来どおり一九〇一年の結社法などに服するものとするとの規定を置くのみである（三八条）。これは、一般の団体については広く結社の自由を認めながら、とくにカトリックの修道会に限っては、国の許可制の下に置いた結社法の反カトリック的思想・反教権主義の精神を、政教分離法も継承することを意味している。

二 政教分離法は、したがって、宗教団体の一般的な形態としては、もっぱら(a)の信徒会を予定し、結社の自由という原則に立って、その非営利社団の一つとしての結成要件・法人格取得の方法や、その法律上の能力などについて規定したものとすることができると言える。

そもそも、この信徒会は、歴史的に言えば、公認宗教体制から政教分離制度への移行にともなう新たな権利主体として、従来の公認宗教体制の下で公法人としての宗教団体が所有していた教会資産の移転先とすると同時に、もともと国・県等が所有する聖堂・教会堂などの宗教建造物の無償使用権の帰属先として、その結成が期待されていた団体である。そのため、政教分離法は信徒会について詳しい定めを設けたのであるが、これによれば、法所定の結成要件を充たす信徒会は、行政庁への届出によって法律上の能力を取得し、それ自身が訴訟の当事者となったり、一定の動産・不動産を有償で取得したり、構成員から分担金を徴収しうるといった能力を与えられるなど（結社法一九条）、一般の非営利社団法人に準ずる取り扱いを受けることになる。

他方、しかし、「もっぱら宗教活動を目的とする」という法所定の信徒会の目的や、政教分離という大原則などからみて、一般の非営利法人とはかなり異なつた取り扱いを受けることも当然である。その中で最も重要なのは、おそらく、政教分離法第一九条の定める次の二点であろう。

① 信徒会は、結社法所定の分担金を徴収しうるほか、献金・謝礼等を受領することができるが、その一方、ラシテの原則によつて、いかなる形であれ、国・県等から公的助成を受けることはできない。

② 信徒会は、その目的を達するため又は信仰・礼拝の経費に充てるために贈与・遺贈を受領することができるが、このためには、非営利社団に対する贈与に関する公的統制に従わなくてはならない。

三 右の①については、非課税措置や寄付金控除などが「間接補助金」となるのではないかといった問題があり、それ自体検討すべき論点を含むが、ここでとくに興味ぶかいは、②の制度である。

そこにいう非営利社団に対する贈与に関する公的統制とは、とくに「受贈認可制」と呼ばれる制度を指す。この制度は、政教分離法も明示するように、「贈与に関する行政上の後見的監督 (tutelle administrative en matière de dons et legs)」について定めた一九〇一年二月の法律に基づくが、同法は、公益的団体に対する贈与について一般的に許可制を定めた民法典の規定(九一〇条)をうけて、受贈の要件・手続について定めたものである。元来、こうした受贈認可制は、いわゆる死手団体・死手法人 (établissement de mainmorte) による不当な資産蓄積を防止するために設けられ、その限りで非営利法人の受贈能力は制約を受けることになる。

これを受ける形で、現在、非営利社団・財団等の「行政上の後見的監督に関する命令」(一九六六年、Décret relatif à la tutelle administrative des associations, fondations et congrégations) が制定されており、これによれば、贈与額が五百万フラン(現在のレートで約九千万円)以下の場合には県知事、これを超える場合は国(コン

セイユ・デタ行政部の議を経た政府決定)により、それぞれ認可される。この場合、認可するか否かの判断は、法の定める「もっぱら宗教活動を目的とする」といった信徒会の要件や法秩序全体の精神などに照らして行なわれるが、もちろん、その認可が得られなかったときは、宗教団体側は不服申立てをなし、これに対する政府の裁定について取消訴訟を提起することもできる、とされている。

フランスでは、近年、正しくこの点に関していろいろな問題が生じたが、これについては第四章で詳しく検討することとしたい。

(1) 参照、大石「フランスにおける宗教団体とその紛争処理」佐藤Ⅱ木下編「現代国家と宗教団体」(前出)一四三頁以下、同「諸外国の宗教制度・事情について—フランスの場合」宗務時報九〇号(文化庁、一九九三年)一頁以下。

(2) 参照、大石「ライシテ—その後」国学院法学一九卷四号(一九八二年)八一頁以下、同「ライシテの法と政治」国学院法学二〇卷四号(一九八三年)九七頁以下及び同「フランス型の政教分離—いわゆるライシテ原理の展開」宗教法三号(一九八五年)一〇五頁以下、小泉洋一「フランスの政教分離原則に関する一考察」阪大法学一三三号(一九八四年)一四三頁以下、同「フランスにおける国家の宗教的中立性」甲南法学三二卷一・二号(一九九二年)一頁以下。

第三章 セクトと宗教活動の自由—行政裁判所の判決を中心に

一 「ハレ・クリシュナ」事件(一九八二年)

一 すでに述べたように、現代のセクトについては、まず、その諸活動が「宗教」活動として憲法の保障する自由の範囲に入るかということが問題とされる。この点でフランスにおいて最も注目されるのは、おそらく一九八二

年五月にコンセイユ・デタ(フランスの裁判制度における行政最高裁判所)で判決があった「ハレ・クリシュナ」事件であろう。

これは、バクティ・ヨーガの系統に属する「クリシュナ意識国際協会」(一九六六年設立)にかかわるものである。事案は、同協会がパリ市内のあるホテルを買取し、ここを拠点に「ハレ・クリシュナ」運動を行なうようになったため、その儀式が夜間にも騒々しく行なわれるのにたまりかねた付近の住民が、そこでの活動の中止を求め、これを受ける形で、パリ警視総監が建築住宅法典の定める安全基準上問題があるとして、①協会により使用されている場所への公衆の出入りを禁止するとともに、②そこでの儀式・集会等を全面的に禁止したことに端を発する。

クリシュナ意識国際協会がその処分を取り消しを求めたことは言うまでもないが、一番で敗訴した協会は、宗教活動に対する不当な侵害だとして上訴した。これに対して、コンセイユ・デタは、警視総監の処分のうち、①については適法と判断したものの、②については協会側の主張をみると、「政教分離法第一条は、公共の秩序の要請とすることを唯一の留保として、自由な宗教活動を保障している」から、警視総監に、その「使用に適さない場所における公的な活動や集会を禁止する」権限や、「クリシュナ信仰の信者による公共の静穏の尊重を監視する」権限があるとしても、「その建物に居住している人々の為に催されるあらゆる儀式及び勤行をも禁止するような」処分は違法となる、と述べた。

二 いわばクリシュナ意識国際協会の一部勝訴であるが、こうした判断の方法、つまり宗教活動の自由と公共の秩序の要請との調整を図るというのは、従来コンセイユ・デタがとってきた態度とも合致し、これに従ったまでということもできよう。ただ、この判決当時、一般的に「セクト現象」への警戒感が強かっただけに、この判決は、むしろセクトのために宗教活動を正面から認めたものとして、大いに注目された。

そしてこれを前提とすると、たとえば、伝統的な既成教会の構成員と同様に、セクト入信者についても、いわゆる良心的兵役拒否(Objection de conscience)の制度が適用されうることになる。実際、「ハレ・クリシュナ」事件判決後まもなく、内務大臣は、その判断について重大な関心を示す発言をしている(六月二日、上院本会議)が、その発言のもつ具体的な意味については、後述の「セクトと宗教団体法」において、詳しく検討することにしてしよう(第四章二「内務大臣の訓令」参照)。

二 「サイエントロジー」事件(一九八五年)

もちろん、宗教活動といっても、いやしくも違法な行為が認められれば、当然に刑事制裁の対象となりうる。この点については、問題となるのが既成教会の活動であるかセクトのそれであるかは、すでに述べたように全く関係がない。ただ、よく問題とされるセクトとしては、「サイエントロジー」教会というものがあり、これに関する判断は、たんに刑事事件のみならず他の事件にも影響を及ぼすこともあるので、注意を要する。

すなわち、サイエントロジー教会は、一九五〇年代にアメリカのSF作家によって創設されたものであるが、高額の有料コース制の心理療法を採用したやり方から、その営利性が各国でしばしば問題視されてきた。フランスでも同様で、現に同教会の幹部が詐欺罪に問われ、第一審で有罪とされた事件がある。これは、結局、控訴審で無罪とされたが(一九八〇年二月二九日、パリ控訴院判決)、その場合でも、裁判所は、サイエントロジー教会の活動自体については、その「営利本性的性格」(caractère commercial)を認定していた。そして、当時審理中であったサイエントロジー教会を原告とする税務訴訟において、行政側の提出した書面の中でこの表現が用いられたため、教会に対する名誉毀損だとしてその削除が求められたこともある。

これについて、コンセイユ・デタは、右の刑事事件の一番・二審のいずれでも「営利本位的性格」が認定されており、行政がその表現を用いたとしても当然に名誉毀損になるものではない、と判断した（一九八五年一〇月一日）。この結論の当否はともかく、この事案は、公的機関によるセクトへの言及が、その表現の仕方によっては、権利・利益の侵害の問題を引き起こしうることを示すものといえよう。この点が正面から争われたのが、次の「ヴィヴィアン報告書」事件であった。

三 「ヴィヴィアン報告書」事件（一九八八年）

一 この事件は、首相に提出されたセクト関係調査（セクトに対する否定的で厳しい評価を含む）が政府の公式報告書の一冊として刊行されたことに反発したセクト側が、首相による公刊決定の違法性を主張したものである。そこでまず、発端となったその報告書について説明することから始めよう。

この報告書は、ある下院議員が首相の要請を受けて、フランスにおけるセクトの活動の実態・とるべき法的措置について調査検討し、その結果を首相に提出したものを指すが、一般には、その議員の名アラン・ヴィヴィアンにちなんで、とくに「ヴィヴィアン報告書」(Rapport Vivien)と呼ばれている。その提出時期は、モローワ内閣の在職中の一九八三年二月で、ちょうどその時、ヨーロッパ議会ではそのセクト関係決議の素案となる有名な「コットレル報告」原案を委員会で審議していた。しかも、ヴィヴィアン報告書の刊行は、ヨーロッパ議会でセクト関係決議が成立した時（一九八四年五月）から約一年後のことで、両者は密接に連動しているように思われる。⁽¹⁾

このヴィヴィアン報告書は、東洋系・秘教系が大半を占める合計一六に上る団体を挙げ、その活動実態を述べたのち、具体的な対策として、①セクト専門の省庁間組織を創設する、②予防と情報提供のためのキャンペーン

組織する、③セクト入信者の家族の運動を支援するための機構を設ける、④子供の権利を確認し、セクトの開設した学校を閉鎖する、等を提案している。同報告書の基本的なスタンスは、「フランスにおけるセクト：精神的自由の表れか、悪質なかつき屋か」(Les sectes en France, expression de la liberté ou facteurs de manipulations) というその正式名称の暗示するところであるが、実際、そこには、セクトは「恐るべき魂の平衡喪失をもたらす精神剤」である、といった表現も見い出されるのである。

二 これがセクト側の反発を招くのは当然で、果たして、ヴィヴィアン報告書が公式報告として刊行されるや(一九八五年四月)、直ちに、直接コンセイユ・データに対して、公刊を許可した首相の決定の取消しを求める訴訟が起こされた。原告となったのは、「パリ・サイエントロジー教会」「クリシユナ意識国際協会」「フランス瞑想連合」などの七団体及び「統一教会」である(のちに「サイエントロジー教会」のみは、どういうわけか訴えを取り下げている)。これに対して、コンセイユ・データは、こうした訴えの適法性をみとめつつも、ヴィヴィアン報告書が「特定の法原理及び政教分離法の規定を無視し、とつてい正確とはいえない事実に依拠する」ものだという原告の主張は、公刊決定それ自体を違法とする理由にはならず、首相の決定は権限濫用にもあたらないとして、その請求を却ける判決を下した(一九八八年一〇月二一日)。

セクト側は破れた。だが、再び政府の姿勢を攻撃する機会をとらえた。これが、反セクト団体に対する補助金支出の違法性を争った事件であり、これを次に紹介しよう。

四 反セクト団体補助金訴訟(一九九二年)

よく知られているように、アメリカ合衆国には、CAN (Cult Awareness Network) を始めとする種々の反カ

ルト団体が活動しているが、同じ目的をもつ団体は、もちろんヨーロッパにも存在する。ここで問題としているフランスでも、ADFI (Association de défense de la famille et de l'individu) や CCMM (Centre de documentation, d'éducation et d'action contre les manipulations mentales) などが、しばしば、そうした反セクト団体として挙げられる。⁽²⁾

ここに「反セクト団体補助金訴訟」というのは、パリに本部を置くこのマインド・コントロール対策センター (CCMM) に対し、セクトへの注意を呼び掛ける冊子を作成するための経費として、国が十万フランの補助金を交付したことが問題とされた事案である。同センターは、この補助金を使って「セクト・その秘密を剥ぐ」(Les sectes. Ce qu'il faut en savoir) と題する小冊子を発行したが、その中ではとくにサイエントロジー教会が槍玉に上がっていた。

そこで、右の社会大臣による補助金交付の決定は、国の思想的・宗教的な中立性 (neutralité) の原理に違反するとして、パリ・サイエントロジー教会がその取消しを求めたわけであるが、第一審はその主張を却けたため、サイエントロジー教会が上訴したものである。これに対して、コンセイユ・デタは、大要次のように述べ、国の措置を適法と判断した⁽³⁾。(一九九二年二月一七日判決)。

一般に「セクト」と呼ばれているある種の団体の活動が、とくに若者に対してもたらしうる諸危険を考慮すると、それらの団体が宗教的目的を追求すると主張するとしても、社会大臣は、問題となっている活動について関心をもつ人々の情報活動に対して適法に財政的な支援をすることができるとしている。そうしたからといって、国の宗教的中立性の原理及び宗教活動の自由を侵害することにはならない。このような補助金を受けた刊行物の内容に照らしてみても、問題となっている大臣決定は、法的な過誤や明らかな評価の誤り (erreur manifeste

d'appréciation) を含むものではない。

これまでセクトと宗教活動の自由との関係を、コンセイユ・デタの判決を中心に見てきたが、その基本的な考え方を要約すれば、セクトの自由な活動を尊重するという前提に立ちつつも、公共の秩序の観点からする一定の警察的規制措置による制約は、当然ありうるということになる。その意味で、先に一言したように、問題は「セクトか宗教か」といった点にあるのではなく、ある宗教的集団の活動内容が公共の秩序に照らして問題はないかどうか、にあるわけである。

(1) ヨーロッパ議会の決議については、大石「いわゆるセクトをめぐる法律問題」(二)「法政研究五九巻一号(前出)八八頁以下に詳述している。

(2) 反カルト・反セクト運動については、とくに次の書物がくわしい。日本の「靈感商法対策弁論」の活動なども紹介されている。Anson Shupe = David G. Bromley (by ed), *Anti-Cult Movement in Cross-Cultural Perspective*, 1994.

(3) Conseil d'Etat, 17 février 1992, *Eglise de Scientologie de Paris, Actualisé juridique-Droit administratif*, 1992, p. 460.

第四章 セクトと宗教団体法——信徒会の要件・受贈能力の問題

一 セクトの団体形式

先に述べたように、いわゆる政教分離法は、典型的な宗教団体として信徒会 (association cultuelle) を予定し、その法人格取得の要件・手続については、結社法の定めに従うこととしている(第二章二参照)。もちろん、宗教的活動は、それ以外の団体の形を通して確保される。本来この信徒会の結成が困難とみられたカトリックのた

めに暫定的措置を定めた一九〇七年一月二日法は、この点を明記しているが、結社法によると、そうした団体としては、同法所定の届出をしないため法人格を取得できない「單純社團」(association simple)や、所定手續により各種の法律上の能力を取得する「届出社團」(association déclarée)などが認められている(二条・五条)。

したがって、伝統的な教会もセクトも、これらの団体形式のうちいずれかを選択的に利用できるが、伝統的なキリスト教会やユダヤ教は、いうまでもなく政教分離法による信徒会を結成して法人となり、他方、ヴィヴィアン報告書によれば、セクトの大部分は「届出社團」として法人となる形を採用しているという。なぜなら、政教分離法による信徒会だと、「礼拝の執行」に専念するものという目的要件のみならず、市町村ごとの最低人数の要件もあって(一九条参照)、少数の宗教的集団であるセクトの活動に適さないし、法律上の能力を認められない「單純社團」では、組織としての十分な活動を確保できないからである。ただ、この結社法に基づいて法人化された宗教団体の場合、政教分離法上の信徒会とは異なって、とくに団体それ自体として贈与・遺贈を受領しうる受贈能力などは法律上認められない、という制約がある。

もちろん、後でみる「エホバの証人」のように、中には政教分離法上の信徒会として届け出て、宗教法人となる団体もある。この場合、ひとまず右の受贈能力は与えられることになるが、これにはすでに述べた行政による受贈認可の制度が適用される。そうすると、具体的な受贈認可に際して、宗教法人の活動内容の審査はありうるのか、あるとすれば、どういう形で行なわれるのが、大きな問題となる。というのも、その運用如何によつては、セクトの能力・活動が大きく制約されることもありうるからである。

二 内務大臣の訓令(一九八二年)

正しくこの問題をめぐって、以下に見るような種々のセクト関係事件が起こったのであるが、その契機となったのが、受贈認可制の制限的運用を指示した一九八二年七月二七日の内務大臣の訓令である。⁽¹⁾

すなわち、同年五月の「ハレ・クリシユナ」事件に対するコンセイユ・デタ判決について内務大臣が重大な関心を示したことは、先に述べた通りである(第三章一参照)。その第一歩として、内務大臣は、コンセイユ・デタ(諮問機関としての国務院)に対し、受贈認可制の運用のあり方に関する検討を指示したが、これをうけて、同院の行政部内務部会は、この点に関する従来の判例を尊重すべきことを説くと同時に、「公益」(interest public)への考慮も必要であるとして、大要次のような意見書を提出した(六月二九日)。

とくに贈与によつてもたらされる新たな資産を通して、ある信徒会が公共の秩序に反することが可能となると
 いう場合には、行政庁は、用いることのできる諸要素の全体を考慮し、国益・人々の安全・善良な風俗・公共
 の静穏に対する脅威の現実性や重大性を判断することができる。したがって、贈与の結果が公益に反すること
 になるような受贈認可は、すべて拒否されるべきである。

これを受けて、内務大臣は、各県知事あてに受贈認可制の運用に関する訓令を發した(七月二七日)。これは、
 伝統的な諸宗教に属する法人への贈与とセクトへのそれとを区別して処理すべきものとし、前者については、従来
 どおり認可申請があれば直ちに認めるものの、後者に関しては、その活動実態・信者の行動などが公益に合致して
 いるかどうかを調査すべきことを指示したものである。こうした国の姿勢に対しては、もちろん、差別的アプロ
 ーチの始まりだとの批判もあるが、受贈認可制の問題それ自体としては、法秩序全体の精神から認可のあり方を実質
 化するものともいえよう。

三 「エホバの証人」事件(一九八五年)

こうした受贈認可の制限的な運用は、当然に、セクトが受贈能力を認められるための前提要件、つまり政教分離法上の「信徒会」たる要件を厳格に解釈する方向へと導く。その姿勢は、すでに右の内務大臣訓令から半年後のあるコンセイユ・デタ判決(一九八三年一月二一日)に示されたが、その点で最も注目されるのは、二年後の「エホバの証人」事件である。

事案は、社団法人「フランス・エホバの証人」に対し、ある男性の遺言によって、総額七十七万五千フランが包括遺贈されることになったが、県知事の受贈認可は下りず、しかもこれに対する不服申し立ても政府によって却けられたため(八二年八月)、「エホバの証人」がその政府決定の取り消しを求めたというものである(この政府決定が右の内務大臣訓令の直後であることに注意されたい)。これに対して、コンセイユ・デタは、受贈能力が認められる「信徒会」は、もっぱら礼拝の執行を目的とするものでなくてはならないという政教分離法の規定を引きつつ、「エホバの証人」の行なう諸活動をみると、「その中のある活動の目的又は性質」からして、全体として、政教分離法にいう「信徒会」に当たらず、したがって遺贈の受領を認可しなかつた問題の政府決定は適法である、と判示した(一九八五年二月一日)。

一般に、コンセイユ・デタの判決文は簡潔で、しばしば実質的な判断根拠を的確に把握することは難しい。ここでも同じで、判決にいう「ある活動の目的又は性質」が具体的に何を意味するか、必ずしも明らかでない。ただ、本件における論告担当官の意見を参考にすると、「エホバの証人」は子供に対する輸血を拒否しており、この点で、その活動は子供の生命・健康などを保護することを命じるフランスの公序(*l'ordre public*)に反する、という考え方に立った判断のようである。

もつとも、論告担当官の意見と判決そのものとの間には大きな違いがある。というのも、論告担当官は、社団法人「エホバの証人」が礼拝目的の団体であることを認めた上で、受贈認可制は公益適合性の観点からする行政側の評価権限を前提とし、この判断権の行使として認可拒否をなしようとするとするのに対し、コンセイユ・デタ判決は、そもそも「エホバの証人」を受贈能力の認められる政教分離法上の「信徒会」と認めようとしなかったからである。

いずれにせよ、コンセイユ・デタは、結果的に、先の内務大臣の訓令を契機とする受贈認可制の制限的運用を是認する判断を示した。しかも、この判決は、「訴訟総会」という特別の重みをもつ編制によって行なわれたもので、とくに指導的な先例としての意味を認められる「原則判決」(arrêt de principe)として、後の事件に大きな影響を与えることになる。

四 「エホバの証人」以後の動き

一 すなわち、その先例性は、まず翌年の「クリスチャン・サイエンス」教会事件で示された。この「クリスチャン・サイエンス」は、一九世紀後半アメリカ合衆国で生まれたキリスト系のセクトであるが、右の「エホバの証人」事件と同様に、そのフランス支部に属する「パリ第三教会」への遺贈が問題となった事案について、コンセイユ・デタは、その「諸活動は、全体としてみると、その中のある活動の目的又は性質のゆえに、政教分離法という信徒会の性格を与えることにならない」と述べ、右の原則判決と全く同じ文言を用いて、同教会の受贈能力をみとめなかった(一九八六年六月六日判決。但し、事案の詳細は不明)。

このような受贈認可制又は宗教法人の受贈能力に関する行政裁判所の制限的解釈は、実に意外な方面からも確認されることになった。「無神論者同盟」事件と呼ばれるものが、それである。これは、「無神論者同盟」なる団体が

二千フランの遺贈を受けることになったものの、知事の認可が下りず、政府への異議申し立ても却けられたため、その取り消しを求めたという事案である。これについて、コンセイユ・デタは、「無神論者同盟」の定款によれば、同団体は「神というものを神話とみなす人々を糾合する目的」をもつものであるから、政教分離法にいう信徒会、つまり「ある宗教の経費、維持又は礼拝の執行を補助しようとする」団体には当たらないとして、政府の決定を是認した(一九八八年六月一七日判決)。そもそも、無神論を奉ずる団体が「信徒会」たる地位を主張すること自体ナンセンスで、当然の判示といつてよいが、受贈認可制に関してはこういう事案もあつたのである。

行政裁判所の制限的解釈は、さらに、「パリ・アルメニア使徒教会」事件でも維持されている。これは、同教会に属する信徒会への包括遺贈が知事によつて認可されたことが問題とされたという意味で、今まで検討してきた事例に比べて特異な事案である。すなわち本件では、その遺贈について利害関係をもつ別の団体があり、この団体が、知事による右信徒会への受贈認可を不当とし、認可の取り消しを求めた。第一審のパリ地方行政裁判所はこの主張を認め、そのため、受贈団体たるべき信徒会が上訴したというものである。上告審も、受贈認可を取り消した原審の判断を支持したが、この中でコンセイユ・デタは、「アルメニア共同体の宗教的・教育的・社会的・文化的な生活を推進すること」を目的とするという同信徒会の定款に言及し、ここから、同会はもっぱら礼拝の執行を目的とするものという政教分離法上の信徒会の要件を充たさず、したがつて、本来、宗教法人としての受贈能力を有するものではない、と判断したのである(一九九〇年一月二九日判決)。

二 この「アルメニア教会」及びその信徒会は、ここで問題としてきたようなセクトではない。この点に着目するとき、先の「エホバの証人」事件判決のもつ先例性は、この事件を通して、さらに重みを加えたということができよう。

なお、すでに述べた通り(第二章二、第四章一参照)、結社法に基づく一般の非営利法人は、これまで長い間、政教分離法上の宗教法人(信徒会)と異なり、特別の受贈能力をもつことを否認されていた。ところが、近年制定された文化支援促進法(一九八七年七月二三日法)によって、この伝統的な枠組みが一部修正され、結社法上の一般的な非営利法人であっても、とくに「救護、慈善、科学的・医学的研究」を目的とするものについては、そうした受贈能力が認められるようになった。⁽²⁾

したがって、制度上、政教分離法上の信徒会と結社法上の届出団体との間には、法律上の能力という点では決定的な差はなくなつたということもできよう。しかし、だからといって、セクト的団体が当然に受贈認可を受けやすくなつたわけではない。問題の団体が改正法の趣旨にそつた目的をもつかどうかは、やはり認可権者の判断に委ねられるからである。その意味で、セクト的団体への受贈に関する問題は、なお、争いの対象として残っているのである。

(1) 以下については、とくに、大石「いわゆるセクトをめぐる法律問題(三・完)」法政研究五九卷二号(前出)二四一頁以下参照。

(2) 同法については、同右論文二三七頁を参照。